

相模原市農業委員会第22回会議議事録

開会日時 令和5年12月27日 午後1時40分

閉会日時 令和5年12月27日 午後2時46分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男	15	八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (15番八木拓美委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議長

議席 6番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第 5 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 5 6 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
6	議案第 5 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 8 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 5 9 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 6 0 号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	報告第 5 0 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1 1	報告第 5 1 号	農用所有適格法人の報告について
1 2	報告第 5 2 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 3	報告第 5 3 号	非農地証明書の発行について
1 4	報告第 5 4 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 5	報告第 5 5 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第22回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、15番八木拓美委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番大塚優子委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

傍聴はないとのことですので、このまま進めていきたいと思っております。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年11月30日から令和5年12月26日までの主な会務につきまして、報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

12月4日、かながわ農業サポーター営農計画認定委員会が行われまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、営農計画認定申請書の認定の可否についてほかでございます。

12月20日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告6件となっております。

同日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、補正予算の承認ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

11月30日、農業委員会第21回総会を行いまして、農業委員19名の皆さんに出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

12月7日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名、農業委員9名が出席しております。12月8日には津久井地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名、農業委員7名が出席しております。内容につきましては、いずれも令和5年度農地利用状況調査の結果と農地利用意向調査についてほかでございます。

12月19日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

2のその他でございます。

初めに、国、県関係でございます。

12月13日、群馬県高崎市のGメッセ群馬におきまして、令和5年度関東ブロック女性農業委員等研修会が開催されまして、大塚委員が出席しております。内容につきましては、「地域農業の発展のために農業委員会ができること」をテーマとした講演ほかでございます。

12月15日、所有者不明農地制度オンライン研修会が開催されまして、丸山主査が出席しております。内容につきましては、所有者不明農地の活用についてほかでございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、皆様から何か御発言がありましたら、お願いいたします。

1 番（青木委員）

農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会のときに、令和5年度の利用調査結果と農地意向調査の結果のことについて話し合っ、その結果、相模湖のほうも5件ほど意向調査の候補地を挙げました。それを受けて、12月20日に市の職員と推進委員の方と私と見て回ったときの感想ですけれども、候補地を5か所挙げまして、3か所は全然駄目、1か所はほとんど駄目という感じで、もう1か所は、きれいにすれば借りてくれる人がいるのではないかという感じでした。私、前にも話して、推進委員の方も言っていたんですけど、二、三年前はB評価のうちだったら借りてくれる人がいたかもしれないけれども、B評価から農地が荒れてしまった状況のC評価になってしまったら誰も借りる人がいない、意向調査を行っても意味がないという話もしました。私もそのとき市の2人の職員に、今、B評価の農地で草を刈っているところがあるか、2反歩ほど見てもらいました。ここだったら、今のうちだったら借りる人がいるかもしれないけど、二、三年経ったら、もう駄目だという意見はありました。B評価で、そういう兆候があるときに、意向調査を行えば、もっと借り手がいるのではないかと思います。もっと早いうちに手を打つべきだと思うんですけども、事務局はどう思いますか。

事務局（濱端総括副主幹）

12月20日の調査、ありがとうございました。

まず、今年度分として初めてC評価になった農地を確認していただいて、5か所中3か所は、かなり荒れてしまっていた農地だということでしたが、この事業は、昨年度、C評価になったばかりの農地について、所有者にきちんと管理してもらおう働きかけをすれば、まだ農地を再生できますし、貸していただける可能性も出てくるということで始めています。確かに、B評価の農地を推進委員、農業委員も含めて確認していただくことで、声掛けができれば、荒廃農地にしないで、そのまま農地として維持ができてあっせんにつながることもあるかと思います。対象範囲をB評価のところも広げていくというのも一つの取組としてはあるかと思いますので、実施させていただける時期や、どのくらいの時間をかけられるかということも含めて、農業委員会としてどこまで働きかけをしていくか、皆さんで話し合いをさせていただくことができたらと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

青木委員さん、いいですか。

1 番（青木委員）

はい。

議長（阿部会長）

何にしましても、農業委員、それから推進委員の皆さんで、地域の中で話し合いをしながら、どんなふうにしていったらいいか、いろいろ御意見があると思います。そうした中で、我々だけでは解決できないのかもしれませんが、今はよりよい方法を考えていくということでしかないだろうと思います。地権者の方に、これやれ、あれやれというの

はなかなか難しいところがありますので、あっせんも含めて考えていかなければいけないと思いますね。また、それぞれの地域の中でお話しもしていただきながら解決法を見いだしていく、こういう方法になると思います。

ほかに御発言ございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程 3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2 「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程 3 「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

事務局に報告をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、12月7日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題(2)令和5年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定については、今年度、C判定であった農地のうち、現地確認をした結果、草刈りをして改善されていた農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地の選定について話し合いました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、12月8日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題(1)令和5年度農地利用状況調査の結果と農地利用意向調査について、農地利用状況調査でB判定だった農地への対応として、C判定にならないような取組のほか、A判定にする取組も必要ではないかとの意見があり、C判定及びB判定の農地のうち、所有者が耕作できない状況の場合に、農業委員会としてどのようにあっせんにつなげていくのか、今後話し合うことも必要ではないかと回答しました。

議題(2)令和5年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定については、今年度、C判定であった農地のうち、現地確認をした結果、草刈りをして改善されていた農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地の選定について話し合いました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願いしたいんですが、先ほど青木委員からお話があったところはこの辺のところだったと思います。皆さんから、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用

最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第55号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-15は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-15は、南区磯部に住む譲渡人が所有する農地を、同じく磯部に住む譲受人が現在所有している農地が転用されるため、その代替地として取得し、営農するための所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は南区磯部の現況、畑、2筆、819㎡です。今後の作付は露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、所有する農地1筆、618㎡を適切に管理されております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に務めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-15については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番（斉藤委員）

確認に行ってきました。ここは畦畔が全部入ってしまっていて、実際問題、畑も荒れていませんので、相当だと思えます。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第55号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第56号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-5及び4-1002は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-5は、申請人が所有する南区磯部の農地、1筆、660㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、隣接する型枠業者からの要望により、資材置場に転用するためです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存鋼板及び新設鋼板高さ30cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立相陽中学校の南東約380mです。

続きまして、收受番号4-1002は、申請人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、802㎡のうち221.57㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、近隣に開設する消防署の職員からの要望により、駐車場に転用するためです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として木板高さ10cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はさがみ湖プレジャーフォレストの南約140mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-5については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番（斉藤委員）

調査に行ってきました。こちらも畑ではなく資材置場で適切だと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4-1002については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

1番（青木委員）

12月25日に現地調査へ行きました。見て分かるように、道路のあるほうの一部はきれいに草が刈ってありまして、毎年、草が刈ってあってきれいな土地ですけれども、上から右下のほう、ずっと、500㎡ぐらい竹林です。私、竹林が農地というのはあま

り分からなかったもので、何で非農地にならないのかと事務局の方に聞いたら、タケノコが採れるから畑という話ですけれども、ここが駐車場になれば、下からの竹藪がはびこってこなくてよろしいんじゃないかと思います。道路のすぐ左のほうは、今度、新しく消防署ができるところでありまして、消防署の職員の駐車場ということですので、問題ないと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

17番（藤村委員）

收受番号4 - 5は資材置場で、それでいいようなものだけど、北側に農地が残っているんですね。もし、変な壁でも造られると農地に影響を及ぼすけど、その辺は大丈夫でしょうかね。

事務局（伊藤所長）

地図で見ますと農地のマークになっているのですが、写真で見ますと、右側がその位置に当たりまして、昨年、駐車場に転用許可をした土地になります。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-20から5-23及び5-1033から5-1037は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-20は、譲受人の株式会社サガミクレーンが、譲渡人が所有する南区当麻の農地、3筆、1,183.41㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は土木工事業を営んでおり、現在使用している駐車場が手狭となったため売却し、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ50cmで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は圏央道相模原愛川インターの北東約160mです。

続きまして、收受番号5-21は、譲受人の有限会社松井庭園が、譲渡人が所有する中央区田名の農地、1筆、287㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は造園工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在借りている資材置場が手狭なため返却し、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を活用するとともに、新たにコンクリートブロック1段で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名望地公園の東約170mです。

続きまして、收受番号5-22は、借受人の医療法人未来が、貸出人が所有する中央区田名の農地、1筆、489㎡のうち371.20㎡に賃借権の設定をし、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は隣接地で整形外科を開業していますが、近隣で借りていた駐車場を返却しなければならず、不足が生じたため、駐車場を拡張するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存及び新設コンクリートブロック3段で土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名整形外科クリニックの北隣です。

続きまして、收受番号5-23は、借受人の株式会社堀米興業が、貸出人が所有する

南区新磯野の農地、1筆、991㎡に賃借権を設定し、資材置場及び駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、借受人は水道工事業を営んでおり、現在使用している資材置場及び駐車場を返却するため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を安全鋼板高さ3mで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透の計画です。申請地は市立相武台中学校の北東約300mです。

続きまして、收受番号5-1033は、借受人が貸出人が所有する緑区又野の農地、1筆、363㎡に使用賃借権を設定し、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は現在、妻の実家に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート擁壁高さ10cmから80cmで土留めをし、雨水については、雨水浸透ますを設置し、汚水については、公共下水道に接続します。申請地は津久井又野公園の南西約130mです。

続きまして、收受番号5-1034は、譲受人が譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、291㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、貸家に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については、雨水浸透ますを設置し、汚水については、公共下水道に接続します。申請地は市立内郷小学校の南東約170mです。

続きまして、收受番号5-1035は、譲受人のイーゲート株式会社が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、2筆、1,613㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電を設置し、発電事業を行うためです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土堰堤高さ30cm及びメッシュタイプのアニマルフェンス高さ1m25cmを設置し、雨水については、土のままによる敷地内浸透の計画です。申請地は市立串川保育園の北西約50mです。

続きまして、收受番号5-1036は、借受人のイーゲート株式会社が、貸出人が所有する緑区青山の農地、1筆、527㎡のうち83.52㎡に賃借権を設定し、仮設進入路として一時転用するための申請です。転用期間は許可日から令和6年8月31日までです。この一時転用は、前の案件の收受番号5-1035の太陽光パネル設置工事に伴うものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。工事の概要としては、市道から太陽光パネル設置用地まで幅員4mの仮設進入路に鋼板を敷き、農地を保護します。雨水については、鋼板の隙間から敷地内浸透させる計画です。申請地は市立串川保育園の北西約50mです。

続きまして、收受番号5-1037は、譲受人の住宅相談室心株式会社が、譲渡人が

所有する緑区根小屋の農地、1筆、51m²の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大により隣接する既存の資材置場が手狭となったため、資材置場の拡張を行うためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリート板高さ40cmから110cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透の計画です。申請地は市立根小屋小学校の南東約200mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 20については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

12月24日に現地確認に行っていました。相模原ポンプ場の西側になりまして、少し勾配がある土地ですけれども、特に問題はないと思います。また、搬入路ですけれども、道路が少し狭いものですから、事務局さんからの資料によりますと、前面道路が4mの広さで、クレーン車が通行する際は車が相互通行できなくなるため、仲介業者を通して、近郊住民へは事前説明をし、同意をいただいておりますということです。御審議のほど、よろしくお願いします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 21及び5 - 22については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

收受番号5 - 21ですが、表通りから3軒住宅があって、一番奥に予定地があるのですが、ここに入るためには、僅かな生活道路があって、そこを使うとなると、造園業者さんに前もって説明をしていただくとか、今後の計画をこの3軒にお伝えいただければなどは思います。もともと、ここは周囲が、畑ができるような状況ではないので、やることについてはいいのですが、ただ、トラブルにならないようお願いしたいと思います。

收受番号5 - 22ですが、今、鉄パイプで囲ってあるところが予定地です。反対側の鉄パイプのちょうど右側のところに、本当に僅かな生活道路が入っております。この整形外科さんは相当繁盛しているもので、出入りが相当激しくなります。そのためには、この鉄パイプのほうから入っていただくということでしょうか。

事務局（伊藤所長）

正面の県道のほうから入る計画にはなっています。

13番（大谷委員）

こっち方の道路のところに2軒あって、もう一つは子供の野球広場があるので、結構、そこを利用する人が多いことと、この鉄パイプのほうから入られると、相当、混雑になるということで、それだけはお願いたしたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 23については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

確認に行ってきました。ここも普通の土地で、新磯野なので、これが資材置場か何かで使われるのはいいと思います。ごみ置場にならないほうがいいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1033については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

12月23日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、この場所は、以前は良好な、とてもいい畑で、この下はずっと畑で、広大な畑ですけれども、転用はやむを得ないかなと思いますし、土留め対策もきちんとされるということなので、よろしいのではないのでしょうか。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1034については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

1番（青木委員）

12月25日に現地調査へ行ってまいりました。久々にきれいな土地になっておりまして、現況、整地された土地でした。くいも境もきれいになっておりますので、別に問題ないと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。收受番号5 - 1035から5 - 1037について、本日欠席の八木委員から12月25日に連絡がございまして、転用するに当たって問題はない旨の報告がありました。

報告等は以上でございますが、事務局から、先ほどの收受番号5 - 21、5 - 22の近隣住宅への対応、それから、野球広場との混雑に対する対応がどうなるのか説明していただきます。

事務局（伊藤所長）

まず、收受番号5 - 21については、こちらも地元の業者でして、地元の方には迷惑をかけるつもりはないということは伺っております。3軒の住宅がございましてけれども、あらかじめ、そちらにもお話ししてあるということですので、配慮はしている状況です。

続きまして、收受番号5 - 22についても、入口側の道路には車4台のスペースがあるんですけども、そちらについては、この病院の従業員がとめる予定になっておりますので、朝出勤して、例えばお昼で交代といったことはあるとは思うんですけども、出入りについては、さほど行われないと想定されます。基本的に病院に来られる患者さんの車は、県道のほうからの入口になっております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

質疑に入りますが、皆様から御発言ございませんか。

17番（藤村委員）

収受番号5 - 1037、面積も小さいし、何か言うような話でもないんだと思うけど、ただ、これを見ると、図面の右側は畑ですね。そして、この写真を見ると、左側が畑で、やりようによっては、資材置場というけど、土留めというか、何かするんでしょうね。そうすると、下の畑の人との兼ね合いが出てきますよね。面積的にどういう使い方をするのか分からないですが。

事務局（伊藤所長）

今御指摘のありました写真の左側の土留めということですね。

17番（藤村委員）

これだと、きっと、平らにしてしまうと土留めが出てきますよね。

事務局（伊藤所長）

はい。高さが50cmから70cm、奥から少し高低差がありますので、50cmから70cmのコンクリート板で土留めをする計画になっています。先ほどの説明で、少し言葉が足りなかったのですが、写真右側の赤い線が境界になっていまして、ここから垂直に、この土は削ります。それで下の部分に流し込んで平らにするという計画になっています。向こうに黄色の枠で資材置場とありますが、これが既存のところですよ。細かく言いますと、今回の申請地には廃材置場用のコンテナを置く予定です。それで向こう側、道路に面したところからトラックなどはバックで進入して、こちら側の置場のコンテナに廃材を積み替えるような利用計画になっております。

17番（藤村委員）

赤線の右側がかなり高い擁壁で、右側の農地に対して何か迷惑をかけるようなことがないでしょうか。

事務局（伊藤所長）

50cmから70cmの高さなので、高さ的に、特に日照などは問題が生じない予定になっています。黄色の既存のところと申請地の高低差ですが、今回の申請地のほうが低くなっていますので、土を削って埋めることによって既存の部分とレベルを合わせていくという計画になっております。よろしいでしょうか。

12番（山口委員）

収受番号5 - 1036、写真で気になったんですけども、道路から擁壁がありますよね、擁壁を崩して道路を造るということでしょうか。一時転用ですから、復旧するときは、その擁壁をまた元に戻すということでしょうか。

事務局（伊藤所長）

おっしゃるとおりで、一時転用の時点では、この擁壁を切って、簡単に言いますと壊します。それで、なだらかな傾斜の状況にして進入しやすくします。そして、工事が終わった段階で、こちらの擁壁は原状復旧するという計画になっております。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第57号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第58号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第58号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-208から5-230及び5-1096から5-1100は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから24ページを御覧ください。

本庁管内の整理番号5-208から230までの23件のうち、整理番号5-229と230の2件は新規分で、2筆、1,916㎡です。それ以外については、期間満了に伴い提出された更新分の申請です。件数は7件で47筆、39,032㎡になります。

続きまして、津久井事務所管内の整理番号5-1096から5-1100までは、期間満了に伴い提出された申請で、更新分となります。件数は5件で12筆、面積が9,903㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第58号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 59 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、25 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 119 から 5 - 190 及び 5 - 200 から 5 - 207 並びに 5 - 1006 から 5 - 1012 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受けの備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 12 月 27 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26 ページから 43 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の 80 件のうち、整理番号 5 - 119 から 5 - 157 までと 5 - 161 から 5 - 190 までが更新分で、整理番号 5 - 158 から 5 - 160 までと 5 - 200 から 5 - 207 の 11 件、26 筆、18,570.36㎡が新規分です。5 - 158 から 5 - 160 について補足説明をいたしますと、耕作者は認定農業者の下で研修をしまして、令和 5 年 2 月 10 日付で新規就農者として認定を受けました。5 - 158 の 4 筆はその認定農業者が耕作していた農地ですけれども、認定農業者から農地を引き継いだ形で、今回、新規という申請を上げております。新規就農時の申請時では、作付計画としては、ナス、ネギ、ヤマトイモを計画しております。

続きまして、津久井事務所管内の 7 件のうち、整理番号 5 - 1006 から 5 - 1010 までは、期間満了に伴い申請されたもので、更新分となります。件数は 5 件で 11 筆、8,940㎡です。残りの 2 件については新規分となります。整理番号 5 - 1011 及び 5 - 1012 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。こちらについては案内図 12 ページについております。契約期間は 10 年の 1 件と 3 年の 1 件、件数 2 件で 2 筆、面積は 1,358㎡です。今回の利用権設定農地においては、お茶を栽培していく予定です。この方について説明申し上げますと、平成 28 年 12 月に新規就農者の認定を受けて就農しております。現在、佐野川の畑で 10 筆分、面積としては 7,586㎡でお茶を栽培しております。今回の利用権設定農地についても、お茶を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17 番（藤村委員）

整理番号 5 - 158 の方、新規就農者ということで説明もありましたが、1 点気になる

るのは、面積がかなり広くて、頑張られると思うんだけど、能力についてはどのように把握していますか。

事務局（伊藤所長）

この方は研修元の認定農業者で、研修ということにはなっておりますけれども、共同経営をしまして、この認定農業者の方が御自身の都合で農業の規模を少し縮小するということで、その農地を引き継いでいくもので、技術的には申し分ございません。

17番（藤村委員）

新規就農だけでも、無理なくできるということですね。

事務局（伊藤所長）

はい。

17番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第60号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、7番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

7番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程9議案第60号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、44ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-191から5-199は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、45ページ、46ページを御覧ください。

整理番号5-191から5-198は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は8件、筆数10筆で、面積10,101㎡です。

整理番号5-199は新規分になります。件数1件で1筆、1,105㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第60号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、7番小林康史委員には御着席をお願いします。

7番 小林康史委員 着席

日程 1 0 報告第 5 0 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 1 報告第 5 1 号 農地所有適格法人の報告について

**日程 1 2 報告第 5 2 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について**

日程 1 3 報告第 5 3 号 非農地証明書の発行について

**日程 1 4 報告第 5 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程 1 5 報告第 5 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

1 件ございます。

それでは、60 ページをお開きください。

相続による農地の権利取得届出の受理の報告についてですけれども、63 ページの一番最後の番号 1008 番の農地の届出につきまして、この方、農業委員会によるあっせんの希望が有りということで届出をされました。この農地につきましては、地区担当委員の大塚委員とも相談して、現地を確認したり、農地の貸し借りについては事務局としてもいろいろと検討はしてきたところではございますが、何分、農地の状況から考えても、貸し借りするのはなかなか難しいような状況にあります。農業委員会としては、借り手を見つけるのは困難かなというところまでして、この方には、神奈川県農業会議にも確認してくださいということで紹介の通知を差し上げているという状況でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

難しいというのはどういうことですか。

事務局（伊藤所長）

農地の状況から考えて、なかなか難しいと判断しているのですが、この農地は、農道ですけれども、接道もはっきりとはしていないような状況でして、もう一方に道路があるのですが、高低差があります。この方も生前は御自身でここで農業を営まれていて、高低差のある道路からスロープをつくって、農地に進入できるようにはしてあったのですが、過去の航空写真等を確認しますと、農地の一部に建物が建ってしまっていて、面積は555㎡あるわけですけれども、耕作できるような農地とすると、半分から3分の1ぐらいの面積しかないようなところで、周りは住宅に囲まれており、農業をするといっても利用的には困難な立地だと判断しております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

事務局からの報告でございました。

委員の皆さんからの御発言はございますか。

17番（藤村委員）

2つあって、今の説明のところ、あっせんもあるというので、いい話なのかなと思って、実は農地ナビで探したのですが、見つからず、登録されていないような土地ですね。

事務局（伊藤所長）

農地ナビに載っているかどうかは確認していませんが、我々、公図などで確認して、現地にも足を運んでいるところでございます。

17番（藤村委員）

きちんと残っているわけですね。

あとは、その上の62ページの2件、70番と71番、これ、同じ方だと思いますが、みんな市街化区域で、雑種地とかいって、航空写真で見ても畑じゃないような感じだったのですが、1か所だけ、71番の一番上が使われているんですね。良好な畑みたいですが、ここも伊勢原市の人で、利用権設定だから、どなたかに貸しているとかでしょうか。

事務局（伊藤所長）

そうです。

17番（藤村委員）

では、結構です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程10報告第50号から日程15報告第55号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第23回総会は、令和6年1月31日、水曜日、午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第22回総会を終了いたします。